



要望先：滋賀県健康医療福祉部 生活衛生課

水道事業への財政支援の拡充について【国への要望】

要望内容

住民の生活を支える最重要のライフラインである水道施設の老朽化による更新や耐震化などによる施設の強靱化や整備について、引き続き水道料金や企業債残高などの国庫補助採択基準の撤廃もしくは緩和を図っていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

節水機器の普及、産業構造の変化等により水道水の使用量は伸びておらず、料金収入の増加は見込めない状況である。一方、安定した良質な水道水の確保など、ライフラインとしての水道に対する住民のニーズは高まっている。

水道事業者は、このような住民の要望に応えるため、施設の老朽化による更新や耐震化などの整備を進め、強靱で持続可能な水道事業を目指していく必要がある。

しかしながら、整備には多額の経費を要するものの、収入増に結びつかない投資の増加は、水道事業経営に大きな影響を及ぼすこととなり、現在の補助制度の中での早期の施設の更新・強化は困難な状況にある。

そのため、現在の補助事業採択基準に設けられている、水道料金や企業債残高などの基準を撤廃または緩和いただくとともに、制度の拡充により施設の更新と強化を早期に進めていく必要がある。

事業実施による効果

水道事業は、住民の生活を支える最重要のライフラインであり、災害等非常時においても安定した供給が求められている。

補助制度の拡大が図られることで、早期に水道施設の強靱化が行なわれるとともに、水道事業経営の安定につながる。

担 当：上下水道部 上下水道総務課 上下水道総務係
TEL：077-561-2440

要望先：滋賀県教育委員会事務局 教育総務課

学校施設環境改善交付金の確実な事業採択、早期の 交付決定および補助単価の引き上げについて 【国への要望】

要望内容

学校施設の改修や設備の更新工事等に係る学校施設環境改善交付金の確実な事業採択、早期の交付決定および補助単価の引き上げについて、国へ働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

市の小中学校については、建物や設備の老朽化や進んでいるため、改修や更新等を行う必要がある。

また、グラウンドについては整備から一度も改修が出来ておらず著しく老朽化が進み、降雨後数日経過しても水が引かず授業が出来ない等支障をきたしており改修を行う必要がある。

これらの事業実施には多大な財政負担を伴うため、市単独での実施は困難であり、国による補助が必要不可欠である。自治体における円滑な事業実施が年度当初からできるよう、国において必要な予算を確保し、確実な事業採択、早期の交付決定および補助単価を実態に見合った額に引き上げをされるよう要望する。

<令和5年度実施予定工事>

- ・南笠東小学校トイレ改修工事
- ・志津南小学校体育館トイレ改修工事
- ・松原中学校校舎棟非構造部材改修1期工事
- ・新堂中学校グラウンド改修工事
- ・渋川小学校他空調設備更新工事
- ・高穂中学校他空調設備更新工事

<直近の交付決定時期>

・令和2年度（当初予算・一般）	令和2年6月1日
・令和2年度（当初予算・一般）変更分	令和2年11月2日
・令和2年度（当初予算・強靱）	令和2年11月2日
・令和2年度（当初予算・一般）変更分	令和3年2月1日
・令和2年度（当初予算・強靱）変更分	令和3年2月1日
・令和2年度（3次補正予算・強靱）	令和3年3月1日
・令和3年度（1次補正予算・一般）	令和4年2月16日
・令和3年度（1次補正予算・強靱）	令和4年2月16日

事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 適切な時期に交付決定を受けることにより、円滑に事業を進めることができる。
- 3 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当：教育委員会事務局 教育総務課 施設係
TEL：077-561-2426

要望先：滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課、教職員課

特別支援教育の充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について 【国への要望、県への要望】

要望内容

特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実のため、次の3点について国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

- ①特別支援教育コーディネーターの専任化
- ②インクルーシブサポーターの増員および県基準の緩和
- ③医療的ケアを実施するための「看護師配置の増員」と「人材確保のための体制整備」等補助制度の充実

要望の理由

- ①本市における特別な支援が必要な児童生徒は、過去5年で140%増加しており、令和4年4月11日現在、全児童生徒の3.7%であり、今後も支援を必要とする児童生徒の割合は増加の傾向にあることは顕著である。こうした児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験や関係機関との連携、校内就学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難であるため。
- ②「地域で学ぶ」支援体制強化事業であるインクルーシブサポーターと医療的ケア支援スタッフ配置については、配置基準に満たない学校にも支援対象児童生徒が在籍しており、未配置のために手厚い支援ができない状況にある。
- ③看護師は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っているとともに、医療的ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員である。毎日安全・安心に登校できるために任用の安定が求められる。

現状と課題

【現状】

- ・特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒のための配置校
13校 22名在籍
- ・インクルーシブ教育推進スタッフと児童数
6校に配置 9名
- ・医療的ケア支援スタッフ
7校に配置 7名

【課題】

- ・実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しており、1学級に2名以上という条件かつ当該特別支援学級に児童生徒4名以上在籍の学校にのみ配置されているが、より手厚い支援が求められている。県の基準を緩和し、さらなる配置を行う必要がある。
- ・看護師についても、今後対象児童生徒は増加の見込みであるため、さらなる増員配置と補助制度の拡充、人材確保のための体制整備が不可欠である。
- ・補助金について、市からの申請内容を事前に調査をしているにもかかわらず反映された配置になっていないため、今年度のように予算と比較し大幅に減額してしまうことにより、インクルーシブ教育推進スタッフの従事時間の調整（時間短縮）が必要となり適切な配置ができなくなる。

事業実施による効果

- ・特別支援コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議等に適切な支援が図られるため、個に応じた教育が一層進む。
- ・インクルーシブサポーターにより、個別の障害の状況を的確に把握し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらずともに学ぶ共生社会を目指す学校作りを行うことができる。
- ・看護師を配置いただくことで、医療的ケアを必要とする児童生徒および保護者が安心して学校生活を送ることができる。また、担任や、全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・インクルーシブサポーター、看護師が手厚く配置されることで、支援の対象となる児童生徒の就学先として、保護者・児童生徒が安心して地域の小中学校を選択することができるとともに、適切な就学指導を行うことができる。

担 当：教育委員会事務局 児童生徒支援課 児童生徒支援係
TEL：077-561-2437

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金等の適切な確保について【国への要望】

要望内容

国指定史跡である芦浦観音寺跡や草津宿本陣の史跡整備や埋蔵文化財調査について、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金等を用いて取り組んでいるが、史跡整備・埋蔵文化財調査共に申請額を下回る金額しか交付されず、事業の進捗が遅れることとなるため、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

- ・ 史跡整備と埋蔵文化財調査を共に進める本市にとって、事業の進捗には国庫補助金の取り込みが必須と考えているが、申請額に対し、交付額が下回ることがある。
- ・ 史跡芦浦観音寺跡整備事業、史跡草津宿本陣整備事業ともに、査定額が低く、史跡整備全体のスケジュールが遅れるなど大きな影響を受けている。
- ・ 埋蔵文化財調査においても、当市は全国でも稀な人口増加自治体であり、市内の開発行為の増加に連動し、調査量も増加している。
- ・ 以上から、適正な補助金配分がなされないと、自治体の文化財行政や開発対応が遅延し、市民生活にも影響が出ることから、適切な補助金額の確保が必要である。

事業実施による効果

- ・ 史跡整備の補助金が必要額確保されることで、計画通りのスケジュールで適切な史跡整備ができる。
- ・ 埋蔵文化財調査については、市民が必要とする住宅整備を滞らず進めることができる。

担 当：教育委員会事務局 歴史文化財課 歴史文化財係
TEL：077-561-2429

小中学校の臨時講師、非常勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

要望内容

小中学校の臨時講師、非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

学校現場では、業務の多忙化や解決困難な課題対応に疲弊し、精神疾患になり、特別休暇や休職を取得する教員が増加するとともに、最長3年となった産・育休の取得者も増加している。また、児童生徒のきめ細かい支援のため様々な加配教員の配置に併せ、非常勤講師の確保も必要である。県の講師登録者に依頼しても、既に他校で勤務している等の理由からほとんど承諾してもらえず、講師人材の確保に多くの時間や労力を費やしている。

さらに、これまで教科の特性から特に中学校の講師の確保に多大な労苦を費やしてきたが、近年は小学校の講師まで確保することが容易ではなくなっており、県教育委員会からさまざまな加配の措置をいただきながら、実際のところ、人が「いない」という現状から、加配制度の活用のための人材確保に苦慮する状況が生じている。

候補者の職務能力の把握が難しいため、雇用契約を結んだ後、十分な指導力がないことや、学校現場に適さないことが明らかになる場合もあることから、適正な人材の確保を図っていただきたい。

事業実施による効果

- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。

重点要望(継続)

要望先：滋賀県文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会局
滋賀県土木交通部 都市計画課

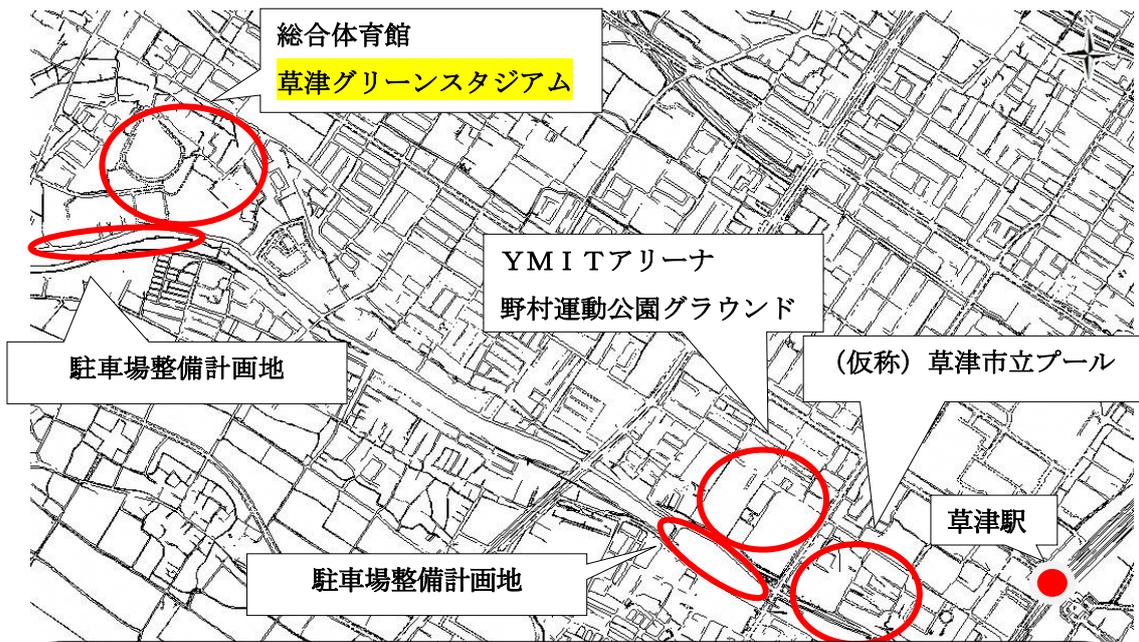


第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けた取組について 【国への要望、県への要望】

要望内容

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の開催が市民・県民のスポーツへの意識が高まり、体力向上、健康増進等が図られ、大会終了後のレガシー創出につながるよう、業務支援や財政支援を行うとともに、草津グリーンスタジアムの施設改修の社会資本整備総合交付金要望額の確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



開催予定競技（正式競技）

- 国民スポーツ大会
 - 水泳（競泳、飛込、水球、AS：（仮称）草津市立プール）
 - バレーボール（成年男子：総合体育館）
（成年女子：YMITアリーナ）
 - バスケットボール（少年女子：YMITアリーナ）
 - 軟式野球（成年男子：草津グリーンスタジアム）
 - ソフトボール（少年男子：野村運動公園グラウンド）
- 全国障害者スポーツ大会
 - 水泳（身体障害、知的障害：（仮称）草津市立プール）
 - バレーボール（精神障害：総合体育館）

現状と課題

- ・中央競技団体正規視察の結果を踏まえた施設改修を計画的に進めるため、県の補助金に加え、社会資本整備総合交付金の対象事業である都市公園長寿命化対策事業等の国の交付金も活用して取り組む必要がある。
- ・多くの競技を開催することから、交通環境を整えるための駐車場整備について取り組む必要がある。

事業実施による効果

- ・両大会の開催を契機として、スポーツ健康づくりの推進や交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ることができる。
- ・「健康しが」や「健幸創造都市草津」の実現を図ることができる。
- ・会場施設や交通環境の安全性の確保を図ることができる。

担 当：教育委員会事務局 スポーツ大会推進室 TEL：077-561-6896
建設部 公園緑地課 整備係 TEL：077-561-6963



要望先：滋賀県教育委員会事務局 幼小中教育課

小学校の英語教育の充実に係る加配教員の増員配置について【県への要望】

要望内容

小学校における外国語科の実施において、専門的な指導技能を有した人材を県で確保していただくとともに、教員全体の指導力向上に向けて、地域の中核となる教員の配置増員について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・「小学校英語パイオニア実践プロジェクト」の実施により、本市には、小学校に英語専科教員が非常勤講師1名を含む5名が配置され、14校のうち10校において指導が実施されている。残る4校を含む6校については、市費負担のJTEを配置し担任とのチームティーチングでの指導を行っているが、学校規模に適した配置が困難な状況にあることから、フルタイムの英語専科教員の配置が必要である。
- ・英語専科教員の授業を通して、担任が授業の力量を向上させ、効果的な学習指導方法の確立と英語教育全体の質を高めていくためにも、英語専科教員の持ち時間について、担任との複数指導体制の時間を一部可能にする等の弾力的な運用を認めていただきたい。
- ・教科担任制の導入が検討されている中ではあるが、英語専科教員の配置については、継続して配置していただくよう強く希望する。

事業実施による効果

- ・加配教員（英語専科教員）を増員することで、英語教育における効果的な学習方法の確立や小中学校連携カリキュラムの作成等、先進的な研究実践を進め、普及することができる。
- ・加配教員（英語専科教員）の増員とそれに応じた効果的な運用システムを構築することで、他の教員の全体的な指導力が底上げされ、英語教育の質を高めていくことができる。
- ・加配教員（英語専科教員）指導学級においては、担任業務の負担を軽減し、学級運営や他教科の指導に関する教育の質を向上させることができる。
- ・加配教員（英語専科教員）の持ち時間について、担任との複数指導体制の時間が一部可能の際には、効果的なチームティーチングによる指導を行うことができ、学習指導要領に示されるコミュニケーション活動を充実させることができる。

担当：教育委員会事務局 学校政策推進課 学校政策推進係
TEL：077-561-6981

要望先：滋賀県土木交通部 道路保全課

主要地方道大津能登川長浜線若草交差点付近の通学路 安全対策について【県への要望】

要望内容

本市では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、早急な対応を図っているところである。

中でも、主要地方道大津能登川長浜線若草交差点付近について、通学路の安全対策の観点からも歩道橋の設置の早期実現について、引き続き特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題



信号待ちの児童



大津能登川長浜線の混雑

平成29年4月に、大阪府内にて集団登校で信号待ちをしていた小学生の列に車がつっこむ事故など、児童が通学時に交差点付近で交通事故に巻き込まれるケースについては、あとを絶たない状況である。

若草交差点については、志津南小学校へ登校する約520人の児童が横断しているが、通学時間帯には狭い歩道に信号待ちの児童が多数滞留することとなり、車道を走行する車や歩道を走る自転車との接触事故の危険性が常に高い状態にある。

また、現在は歩車分離信号であるが、将来、国道1号バイパスとなると、歩車分離信号でなくなる可能性が高く、交通量がさらに増加し、より危険な交差点になると考えられる。

主要地方道大津能登川長浜線を渡るための歩道橋の設置について、地域からも早期実現に向けて要望が高く、実現に向けての早急な調整が必要な状況である。

事業実施による効果

- ・児童が狭い歩道で信号待ちをする必要がなくなり、通学時における交差点での車や自転車との接触事故の危険性が大幅に低下する。
- ・児童の安全だけではなく、一般の通行者の安全確保に加え、付近を通過する車や自転車の安全な通過も同時に確保できる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 学事・学校保健体育係
TEL：077-561-2421

小中学校の業務改善について【県への要望】

要望内容

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、県としても大規模校における教頭の複数配置をはじめ「学校における働き方改革取組計画」の具現化に一層積極的に取り組んでいただくよう、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

学校の業務は増加の一途を辿る中、国・県・市とそれぞれの自治体において学校の「働き方改革」「業務改善」を推進し、各所でその成果が出始めている。

しかしながら、子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間の確保は未だ十分とは言えず、また教職員のワーク・ライフ・バランスの実現も困難な状況である。

こうした状況を改善し、教育の質の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図るために、公立小中学校の性質上、市の取組だけでは実現は困難であり、県による一層積極的な業務改善のための取組が必要不可欠である。

＜県にお願いしたい事項の例＞

- ・ 大規模校における教頭の複数配置
- ・ 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- ・ 学校事務の共同実施を推進するために必要な事務職員の加配
- ・ 部活動に係る指導員等人的的支援の拡大
- ・ 業務アシスタント（教員の事務作業や連絡調整等の業務の補助する者）の県による配置または配置する市町への補助制度の創設

事業実施による効果

- ・ 子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が確保できるようになり、教育の質を向上させることができる。
- ・ 教職員の超過勤務時間を削減し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、教員個々の生活自体を充実したものにすることができる。

要望先：滋賀県教育委員会事務局 教職員課、保健体育課

養護教諭の人的配置の拡充について 【国への要望、県への要望】

要望内容

複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や市全体の養護教諭の資質向上のため、正規職員で、市全域を担当する養護教諭を追加して配置するよう、義務標準法の基準緩和について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、県単独措置による配置の検討について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

養護教諭は、日々の救急処置や保健指導、健康診断の管理、学校環境衛生調査などに加え、保健室相談にも対応している。

また、校外学習、修学旅行への引率や研修等での出張で学校を不在にすることも多く、養護教諭不在の際に起こる怪我、疾病、事故等に対しては、専門的知識を有しない養護教諭以外の教職員が対応している状況であり、専門的知識に基づく適切かつ迅速な対応ができる体制を整える必要がある。

さらに、1校に1人の場合、孤独しがちな養護教諭に対し、統括する役割を担う養護教諭を配置することで個々の養護教諭の能力を高める必要がある。

事業実施による効果

養護教諭の加配を行うことで、以下の課題解決を図ることができる。

- ・養護教諭が出張等で不在となる場合に相互にサポートし合うことが可能となり、不在時の怪我、疾病、事故等に対し、専門的知識に基づく的確かつ迅速に対応が可能となる。
- ・社会環境の変化とともに児童生徒の心身における健康課題が複雑化・多様化しており、それに伴い養護教諭の業務も複雑化・多様化しているが、複数で対応することで、個々の児童生徒に対して、よりきめ細かな対応が可能になる。
- ・市内の養護教諭を統括する役割を担う養護教諭を配置することにより、研修のコーディネートや、活発な意見交換等を主導し、養護教諭の資質や能力をさらに高めることが可能となり、より安全・安心な学校体制を整えることが可能となる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 学事・学校保健体育係
TEL：077-561-2421

登録有形文化財建造物保存修理の国の補助制度の拡充 について【国への要望】

要望内容

登録有形文化財建造物の保存と活用を図るための国の補助制度について、個人所有者が行う保存修理工事が補助対象となるよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・本市の登録有形文化財建造物には、所有者の経済的事情により保存修理ができないものがあり、このままの状態が続くと当該文化財のき損等が進む恐れがある。
- ・登録有形文化財建造物に関する補助制度には、「登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項」(令和2年7月2日改正)があるが、保存修理工事に係る設計監理費、公開活用に資する設備や案内設備・情報機器の整備が補助対象であり、所有者が望む建造物の保存修理に関する工事費は対象外となっている。
- ・登録有形文化財建造物を保存継承し、地域の歴史資源として有効活用を図るためにも、当該文化財の保存修理に対する個人所有者の負担軽減に向けた補助制度の拡充が必要である。

事業実施による効果

- ・補助内容が保存修理工事にまで拡充されることで、個人所有者の修理費の負担軽減を図ることができ、登録有形文化財建造物の適切な保存継承および地域の歴史資源としての有効活用を図ることができる。

担 当：教育委員会事務局 歴史文化財課 歴史文化財係
TEL：077-561-2429